

（頭部後傾抑止装置等）

第75条 令和3年3月31日以前に製作された一般原動機付自転車については、保安基準第66条の3並びに細目告示第254条の3、第270条の3及び第286条の3の規定は、適用しない。

2 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第254条の3の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第521号）による改正前の細目告示第254条の3の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和4年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車
- 二 令和4年9月1日以降に製作された一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と頭部後傾抑止装置の運転者の頭部の保護に係る性能が同一であるもの